

2020 再計発第 318 号

2021 年 1 月 29 日

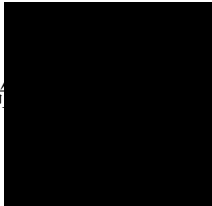
原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚



再処理事業所廃棄物管理施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 18 第 1 項の規定に基づき、再処理事業所廃棄物管理施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請いたします。

1. 変更の内容

令和2年9月16日付け原規規発第2009165号をもって認可を受けた再処理事業所廃棄物管理施設保安規定の一部を別添のとおり変更する。

別添 廃棄物管理施設保安規定新旧対照表

2. 変更の理由

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）の一部改正が2021年4月1日から施行されることに伴い、放射線業務従事者に係る眼の水晶体の線量限度を変更するため。

3. 施行期日

この規定は、2021年4月1日から施行する。

以 上

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 1 / 1 )

現 行	変更後	変更理由																						
<p>附 則</p> <p>1. この規定は、<u>原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より</u>施行する。</p> <p>2. <u>令和2年4月1日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第60条に基づき保存する。</u></p> <p>3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第60条に基づき保存する。</p>	<p>附 則</p> <p>1. この規定は、<u>2021年4月1日から</u>施行する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第60条に基づき保存する。</p>	<p>・経過措置に係る記載の適正化</p>																						
<p>別表14 放射線業務従事者に係る線量限度 (第38条関係)</p> <table border="1" data-bbox="166 783 1222 1417"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>眼の水晶体</th> <th>皮 膚</th> <th>妊娠中である女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     1. 100 mSv/5年*<sup>1</sup>                      2. 50mSv/年*<sup>2</sup>                      3. 女子*<sup>3</sup> : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、5mSv/3月*<sup>4</sup>                      4. 妊娠中である女子 : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1 mSv                 </td> <td style="text-align: center;"><u>150mSv/年</u></td> <td style="text-align: center;">500mSv/年</td> <td>本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2 mSv</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間                      * 2 : 4 月 1 日を始期とする 1 年間                      * 3 : 妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各職位に書面で申し出た者並びに表中 4. に該当する者を除く                      * 4 : 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間</p>	実効線量限度	等価線量限度			眼の水晶体	皮 膚	妊娠中である女子の腹部表面	1. 100 mSv/5年* <sup>1</sup> 2. 50mSv/年* <sup>2</sup> 3. 女子* <sup>3</sup> : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、5mSv/3月* <sup>4</sup> 4. 妊娠中である女子 : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1 mSv	<u>150mSv/年</u>	500mSv/年	本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2 mSv	<p>別表14 放射線業務従事者に係る線量限度 (第38条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1353 783 2410 1417"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>眼の水晶体</th> <th>皮 膚</th> <th>妊娠中である女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     1. 100 mSv/5年*<sup>1</sup>                      2. 50mSv/年*<sup>2</sup>                      3. 女子*<sup>3</sup> : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、5mSv/3月*<sup>4</sup>                      4. 妊娠中である女子 : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1 mSv                 </td> <td> <u>1. 100 mSv/5年*<sup>1</sup></u>  <u>2. 50mSv/年*<sup>2</sup></u> </td> <td style="text-align: center;">500mSv/年*<sup>2</sup></td> <td>本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2 mSv</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間                      * 2 : 4 月 1 日を始期とする 1 年間                      * 3 : 妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各職位に書面で申し出た者並びに表中 4. に該当する者を除く                      * 4 : 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間</p>	実効線量限度	等価線量限度			眼の水晶体	皮 膚	妊娠中である女子の腹部表面	1. 100 mSv/5年* <sup>1</sup> 2. 50mSv/年* <sup>2</sup> 3. 女子* <sup>3</sup> : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、5mSv/3月* <sup>4</sup> 4. 妊娠中である女子 : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1 mSv	<u>1. 100 mSv/5年*<sup>1</sup></u> <u>2. 50mSv/年*<sup>2</sup></u>	500mSv/年* <sup>2</sup>	本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2 mSv	<p>・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正の反映</p>
実効線量限度		等価線量限度																						
	眼の水晶体	皮 膚	妊娠中である女子の腹部表面																					
1. 100 mSv/5年* <sup>1</sup> 2. 50mSv/年* <sup>2</sup> 3. 女子* <sup>3</sup> : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、5mSv/3月* <sup>4</sup> 4. 妊娠中である女子 : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1 mSv	<u>150mSv/年</u>	500mSv/年	本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2 mSv																					
実効線量限度	等価線量限度																							
	眼の水晶体	皮 膚	妊娠中である女子の腹部表面																					
1. 100 mSv/5年* <sup>1</sup> 2. 50mSv/年* <sup>2</sup> 3. 女子* <sup>3</sup> : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、5mSv/3月* <sup>4</sup> 4. 妊娠中である女子 : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1 mSv	<u>1. 100 mSv/5年*<sup>1</sup></u> <u>2. 50mSv/年*<sup>2</sup></u>	500mSv/年* <sup>2</sup>	本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2 mSv																					